

平成29年2月15日開会

平成29年2月15日閉会

## 第1回知多南部広域環境組合議会定例会会議録

知多南部広域環境組合議会



## 平成29年第1回知多南部広域環境組合議会定例会会議録目次

2月15日

議事日程	1
出席議員の番号・氏名	1
説明のため出席した者の職・氏名	1
事務局職員出席者	2
開会	2
会議録署名議員の指名について	3
会期の決定について	3
諸報告について	3
議案第1号を上程	4
（提案説明）	4
議案第1号を採決	5
議案第2号を上程	6
（提案説明）	6
議案第2号を採決	8
議案第3号を上程	8
（提案説明）	8
議案第3号を採決	10
議案第4号を上程	10
（提案説明）	10
議案第4号を採決	11
閉会	11
会議録署名議員	12

会議に付された件名

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸報告について
- 4 議案第1号 平成28年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号
- 5 議案第2号 平成29年度知多南部広域環境組合一般会計予算
- 6 議案第3号 知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会等に関する条例の制定について
- 7 議案第4号 知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

平成29年2月15日（水曜日）

第1回知多南部広域環境組合議会定例会会議録



平成29年2月15日 午後2時26分開会

1 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告について

日程第4 議案第1号 平成28年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号

日程第5 議案第2号 平成29年度知多南部広域環境組合一般会計予算

日程第6 議案第3号 知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定  
審査委員会等に関する条例の制定について

日程第7 議案第4号 知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び  
費用弁償に関する条例の一部改正について

2 出席議員は次のとおりである（16名）

1番	澤田 勝 君	2番	小出義一 君
3番	嶋崎昌弘 君	4番	相羽助宣 君
5番	成田勝之 君	6番	杉江繁樹 君
7番	松本 保 君	8番	榎本芳三 君
9番	清水英勝 君	10番	森川元晴 君
11番	大崎卓夫 君	12番	杉浦 剛 君
13番	森田義弘 君	14番	鈴木一也 君
15番	石原壽朗 君	16番	南 賢治 君

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（20名）

管理者	榑山芳輝 君	副管理者	榑原純夫 君
副管理者	片岡憲彦 君	副管理者	石黒和彦 君
副管理者	神谷信行 君	副管理者	各務正巳 君
会計管理者	平野幸夫 君	事務局長	竹内 健 君
総務課長	中川尚之 君	事業課長	太田 弘 君
半田市市民経済部長	笠井厚伸 君	半田市クリーンセンター所長	近藤正勝 君
常滑市環境経済部長	竹内洋一 君	常滑市生活環境課長	谷川宜隆 君

南知多町厚生部長 柴田幸員 君 南知多町環境課長 宮地廣二 君  
美浜町経済環境部長 竹内康雄 君 美浜町環境保全課長 岩本健市 君  
武豊町生活経済部長 鬼頭研次 君 武豊町環境課長 竹内誠一 君

5 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（2名）

書記長 森 秀雄 君 書記 上野雄介 君

\*\*\*\*\*

午後2時26分 開会

### 議長（森田義弘君）

ただいまから平成29年第1回知多南部広域環境組合議会定例会を開会いたします。

開会にあたり、管理者からご挨拶をお願いいたします。

### 管理者（靱山芳輝君）

改めまして皆さま方こんにちは、日頃は大変お世話になっておりましてありがとうございます。本日、ここに平成29年第1回知多南部広域環境組合議会定例会を招集申上げましたところ、大変ご多忙の中にも関わらず全員のご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

今年度の組合事業としまして、環境影響評価調査業務の一環であります四季調査を、昨年12月末に終了することが出来ました。今後は、環境の保全の見地から広くご意見を聴くための準備書の作成を進め、今年7月に住民の皆様を対象に説明会を開催させていただく予定といたしております。

また、ごみ処理施設の供用開始に向けまして、組合規約及び市町間の合意事項の再確認をさせていただきました。構成市町が協調して共通認識を持ちつつ、施設を運営していくため、合理的かつ経済的な形で整理することが出来たものと考えております。

なお、事業用地地内で、継続して実施いたしております土壌及び地下水の調査結果につきましては、現在、愛知県と対応を調整中であります。住民及び施設利用者の皆様の安全安心を大前提として、事業の進捗に影響がないよう慎重に対応してまいりたいと考えております。

さて、本定例会にご審議をお願いいたします案件は、予算案件として平成28年度補正予算と平成29年度の当初予算の2件、また、条例案件としての2件を合わせまして4件の議案を予定しております。それぞれのご審議に際しましては、後ほど詳細な提案説明をさせていただきますが、何とぞ、慎重なご審議の上、ご同意、ご可決賜りますようお願い



い申しあげます。

また、議事等が円滑に進みますよう重ねてお願い申しあげ、招集のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

**議長（森田義弘君）**

ありがとうございました。ただいまの出席議員は16名全員であります。定足数に達していますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりですのでよろしくお願いをいたします。

\*\*\*\*\*

**日程第1 会議録署名議員の指名**

**議長（森田義弘君）**

日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定により、嶋崎昌弘議員、清水英勝議員を指名いたします。

\*\*\*\*\*

**日程第2 会期の決定**

**議長（森田義弘君）**

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りをします。

本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

\*\*\*\*\*

**日程第3 諸報告について**

**議長（森田義弘君）**

日程第3 諸報告についてを行います。

議案説明のため地方自治法第121条の規定により、管理者・副管理者を始め関係職員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

次に、監査委員より議長のもとに、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平

平成28年7月分から平成28年12月分までの例月出納検査結果報告書、並びに地方自治法第199条第9項の規定により平成29年知多南部広域環境組合定例監査報告の提出がありました。お手元にお配りしたとおりですので、これをもって報告にかえます。

\*\*\*\*\*

#### **日程第4 議案第1号 平成28年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号**

**議長（森田義弘君）**

日程第4、議案第1号平成28年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号を議題とします。

当局の提案説明を求めます。

**事務局長（竹内 健君）**

ただいまご上程賜りました議案第1号、平成28年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。議案書の1頁をお願いいたします。

平成28年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号は、次に定めるところによります。第1条第1項、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1千283万9千円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6千907万6千円といたします。

第2項として、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。内容につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに歳出からご説明申し上げます。8・9頁をお願いいたします。

3歳出、2款1項衛生費を1千283万9千円減額いたします。内訳といたしまして、1目清掃総務費212万円の減額は、臨時職員の不採用による減額と派遣職員の人件費の増額によるものであります。2目ごみ処理建設費1千71万9千円の減額は、環境影響評価調査業務における調査内容及び地点数の増加による増額と測量・地質調査及び土壌調査における請負差額によるものであります。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。戻っていただきまして6・7頁をお願いいたします。

2歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金2千788万7千円の減額は、国庫支出金、繰越金及び財産収入の歳入増額分を合計しました1千504万8千円に、歳出減額分1千283万9千円を加えた金額で、組合市町分担金から減額をいたし

ます。

2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金、883万3千円の増額は、本年度に実施いたしました土壌調査が、循環型社会形成推進交付金の対象に認められたことによるものであります。

3款1項1目繰越金として、平成27年度の繰越金546万5千円を繰り入れます。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、75万円の増額は、ごみ処理施設建設予定地にあります倉庫の貸付期間を貸付先と協議の上、延長したことによるものです。

なお、議案書11頁に、給与費明細書を添付いたしておりますので、後刻お目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**議長（森田義弘君）**

提案説明は終わりました。これより議案第1号の質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（森田義弘君）**

無いようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第1号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（森田義弘君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

全員賛成です。よって、議案第1号平成28年度知多南部広域環境組合一般会計補正予算第1号は原案のとおり可決いたしました。

\*\*\*\*\*

## 日程第5 議案第2号 平成29年度知多南部広域環境組合一般会計予算

### 議長（森田義弘君）

日程第5、議案第2号平成29年度知多南部広域環境組合一般会計予算を議題といたします。

当局の提案説明を求めます。

### 事務局長（竹内 健君）

議案第2号、平成29年度知多南部広域環境組合一般会計予算についてご説明申し上げます。議案書13頁をお願いいたします。

平成29年度知多南部広域環境組合一般会計予算は、次に定めるところによります。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億8千815万3千円と定めま  
す。第2項として、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表、歳入歳  
出予算によります。第2条、地方債は、第2表により地方債の目的・限度額等を定めるも  
ので、後ほどご説明させていただきます。

内容につきましては、事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。26・27頁  
をお願いいたします。

3歳出、1款1項1目議会費は、議員報酬や視察時のバス借上げ料等で121万4千円  
を計上いたしております。

次に、2款1項衛生費、1目清掃総務費は、組合運営上必要となる派遣職員人件費等経  
常的経費として7千120万1千円を計上しております。28・29頁をお願いいたしま  
す。

2款1項2目ごみ処理施設建設費は、10億1千136万3千円を計上いたしておりま  
す。主な内容は、説明欄の13節委託料、02の環境影響評価調査業務委託料として、2  
千781万2千円、05のごみ処理施設整備計画等策定及び施設整備・管理運営事業者選  
定アドバイザー業務委託料として1千790万8千円、08地下水質分析業務として3  
91万8千円を計上しております。また、17節公有財産購入費として、ごみ処理施設建  
設のための事業用地を購入するための費用9億5千万円を計上いたしております。

次に、3款1項公債費2目利子として、事業用地の購入に係る起債借入利子237万5  
千円を計上いたしております。

次に、歳入についてご説明を申し上げます。戻っていただきまして、22・23頁をお

願いいたします。

2歳入、1款分担金及び負担金、1項分担金、1目衛生費分担金は、組合構成市町からの分担金1億2千515万3千円を計上いたしております。

次に、2款国庫支出金、1項国庫補助金、1目衛生費国庫補助金は、ごみ処理施設整備に関する循環型社会形成推進交付金として1千30万6千円を計上いたしております。

次に、3款1項1目繰越金は、前年度の繰越金として、219万2千円を計上いたしております。24・25頁をお願いいたします。

5款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入50万円は、寄付を受けました倉庫の有効活用として、月額25万円で貸し付けるものであります。

次に、6款1項組合債、1目衛生債は、事業用地の購入を対象に、ごみ処理施設建設建設事業債として、9億5千万円を計上いたしております。

続きまして、地方債についてご説明申し上げます。15頁をお願いいたします。

第2表 地方債といたしまして、起債の目的はごみ処理施設建設建設事業債で、限度額は9億5千万円、起債の方法は普通貸借又は証券発行といたします。また、利率は1%以内とし、償還の方法は、政府資金等融資条件に定めのある場合は、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによります。ただし、組合財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができるものといたします。

なお、議案書33頁以降に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債に関する調書を添付いたしておりますので、後刻お目通しをいただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**議長（森田義弘君）**

提案説明は終わりました。これより議案第2号の質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（森田義弘君）**

無いようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第2号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（森田義弘君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

全員賛成です。よって、議案第2号平成29年度知多南部広域環境組合一般会計予算は原案のとおり可決いたしました。

\*\*\*\*\*

**日程第6 議案第3号 知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定**

**審査委員会等に関する条例の制定について**

**議長（森田義弘君）**

日程第6、議案第3号知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会等に関する条例の制定についてを議題とします。

当局の提案説明を求めます。

**事務局長（竹内 健君）**

続きまして、議案第3号知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会等に関する条例の制定についてご説明をいたします。議案書37頁をお願いいたします。

本案は、ごみ処理施設の設計、建設及び管理運営を行う事業者の選定等について、審査及び審議するための新たな委員会設置に関し、条例を制定致したいとするものであります。条文についてご説明申し上げます。

第1条は趣旨規定で、委員会の設置及び組織・運営・報酬等に関し必要な事項を定める旨を規定し、第2条でごみ処理施設整備・管理運営を行う事業者の選定について、審査及び審議するため、知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会を設置すると規定いたしております。

第3条は所掌事務に関する規定で、管理者の諮問に応じ、事業者の選定方式・選定基準・提案の審査並びに必要な事項を答申するものとしております。

第4条は組織に関する規定で、委員は7人以内で組織し、管理者が委嘱するものとして

おります。

第5条から第7条までは、委員の任期及び責務等に関する規定で、委員の任期は委嘱の日から所掌事務に関する審査及び審議の完了の日までとすること。委員長及び副委員長は委員の互選により選任すること。委員は、公平かつ公正な審査及び審議を行い、守秘義務があることなどを規定しております。

第8条・第9条は、会議及び関係者の出席等に関する規定で、会議は委員長が招集し議長となること。会議は、非公開とすること。委員会は、委員以外のものの出席・資料の提供等必要な協力を求めることが出来ることなどを規定いたしております。

第10条は庶務に関する規定で、審査委員会の庶務は組合において、処理するものと規定しております。

第11条は報酬の額、報酬の支給方法及び費用弁償に関する規定で、会議に出席した時の報酬額を定め、費用弁償は、知多南部広域環境組合職員等の旅費に関する条例に準ずると規定いたしております。

第12条では補則を、第13条では委任事項を規定いたしております。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたしたいとするものであります。また、審査及び審議の完了した日の属する年度の3月31日限りで、効力を失うと規定いたしております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**議長（森田義弘君）**

提案説明は終わりました。これより議案第3号の質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（森田義弘君）**

無いようですので、これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

議案第3号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（森田義弘君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

全員賛成です。よって、議案第3号知多南部広域環境組合ごみ処理施設整備・管理運営事業者選定審査委員会等に関する条例の制定については原案のとおり可決いたしました。

\*\*\*\*\*

**日程第7 議案第4号 知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について**

**議長（森田義弘君）**

日程第7、議案第4号 知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。当局の提案説明を求めます。

**事務局長（竹内 健君）**

議案第4号知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について提案説明をいたします。議案書41頁をお願いいたします。

本案は、知多南部広域環境組合行政不服審査会の委員の報酬及び費用弁償の支給について、知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に追加したいとするものであります。

内容についてご説明申し上げます。

別表第1の最下段に行政不服審査会の委員長及び委員の報酬を追加いたします。

次に、別表第2は区分欄に行政不服審査会委員の名称を追加いたします。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたしたいとするものです。

以上で説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

**議長（森田義弘君）**

提案説明は終わりました。これより議案第4号の質疑を行います。質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（森田義弘君）**

無いようですので、これで質疑を終わります。



これより討論に入ります。

議案第4号について、討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**議長（森田義弘君）**

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手をお願いいたします。

(賛成者 挙手)

全員賛成です。よって、議案第4号知多南部広域環境組合特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については原案のとおり可決いたしました。

以上で今定例会に付議されました事件の議事はすべて終了いたしました。

これにて、平成29年第1回知多南部広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

\*\*\*\*\*

午後2時52分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成29年 月 日

知多南部広域環境組合議会

議長 森田 義弘

会議録署名議員 清水 英勝

会議録署名議員 嶋崎 昌弘

